

令和3年12月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和3年12月24日（金） 開会 15時00分 閉会 16時40分

2 場 所 福井市役所本館8階第1委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 春木 伸一
教育委員 木村 敦子
教育委員 多田 和博
教育委員 宮郷 美千代

<事務局職員>

教育部長 林 俊宏
少年対策参事官 松倉 伸雄
教育次長 坂下 哲也
教育総務課長 馬來田 善準
学校教育課長 坪川 修一郎
保健給食課長 木下 武明
生涯学習課 山本 桂一郎
青少年課長 松田 玲子
スポーツ課長 中嶋 靖利
調整参事 吉田 武文
教育総務課 副課長 名津井 章
教育総務課 課長補佐 廣部 嘉寛
教育総務課 主幹 藤井 由文

4 議 題

議 案

第24号議案 殿下地区の小中学校再編に伴う中学校進学先の経過措置について

第25号議案 福井市社会教育委員の会議等に関する規則の一部改正について

報 告

- (1) 教育委員会委員の任命について
- (2) 12月定例市議会の報告について
- (3) 令和2年度 児童生徒の問題行動調査・不登校状況等生徒指導上の諸問題に関する調査（確定値）について

5 議事の経過

- (1) 開会、教育長あいさつ（多田委員再任について他）
- (2) 会議録署名委員の指名 春木 伸一 委員 多田 和博 委員
- (3) 議事の要旨

教育長	<p>第24号議案について、事前に関係者への説明を要する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開としたいが、御異議ないか。</p> <p>— 異議なしの声 —</p>
教育長	<p>異議なしとのことなので、第24号議案は非公開とし、後ほど審議する。</p>
教育長	<p>第25号議案福井市社会教育委員の会議等に関する規則の一部改正について、事務局より説明を求める。</p>
事務局 (生涯学習課長)	<p>今回の改正は、社会教育委員の会議の公開について定めるものである。会議は原則公開とするが、出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときには、公開しないことができる。</p>
教育長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等があれば願います。</p>
春木委員	<p>必要な事項は別に定めるとあるが、どこに出てくるのか。</p>
事務局 (生涯学習課長)	<p>要綱などで別に定める。</p>
教育長	<p>他に何かないか。</p> <p>— 特に意見なし —</p>
教育長	<p>それでは第25号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。</p> <p>— 異議なしの声 —</p>
教育長	<p>第25号議案について原案のとおり承認することとする。</p>
教育長	<p>会議冒頭で報告させていただいた、報告(1)教育委員会委員の任命について、事務局より説明を求める。</p>
事務局 (教育総務課長)	<p>多田和博氏を再任した。令和3年12月24日から令和7年12月23日までの4年間である。</p>
教育長	<p>報告(2)12月定例会市議会の報告について、事務局から説明を求める。</p>

事務局
(教育部長)

12月定例市議会の会期は、11月29日から12月16日までの18日間であった。

教育委員会関係で今回上程した議案は、令和3年度福井市一般会計補正予算、福井市新学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の締結についての2件であった。これらの議案は、11月定例教育委員会において概要を御説明したものであり、いずれも12月16日の議会最終日に原案どおり可決された。

— 以下、一般質問の質疑の要旨を説明 —

教育長

ただ今の報告について、御意見、御質問等があればお願いする。

多田委員

2ページの下のところ補正予算で「学校教育活動継続支援事業」とある。各学校に配分され、ウェブカメラやマイクなどを購入予定とあるが、そもそもタブレットを配った時点で必要なものだったのではないのか。黒板やチョークなどと同じような予算化されるべきではないのか。

事務局
(学校教育課長)

この予算を使う目的は、コロナ禍の学習保障に限定されている。今、足りていないのは、遠隔事業で配信するための周辺機器ではないのかというひとつの例を示したものである。

当然、これ以外でもコロナ禍の学びの保障ということで、学校が必要とするものであれば、購入は可能である。

本来、こういったものもセットで準備すべきものだったかと考えるが、まずはタブレット端末整備が前倒しになったところである。

教育長

中学校の教員用パソコンにはカメラがついていない。小学校の教員用パソコンにはついている。中学校では授業を配信しようとしてもカメラがない学校が多い。そこで、ウェブカメラなどの購入を想定している。

事務局
(教育総務課長)

学校活動継続支援事業について、今回、追加配分されている。昨年度、学校再開支援事業で、小さい学校から大きい学校まで100万円から200万円、配分された。その中で、感染症対策に必要な濃度計器や体温計、カメラ、石鹸など買わせていただき、その際にもデジタル教材なども買わせていただいた。

今年度も、80万から100万円の予算がきて、その中で、同じようなものを買わせていただいている。

今回、さらに補正として10万から20万円追加配分されたということで、コロナ禍で、感染症対策や新型コロナに絡む遠隔の授業への対応を順次行っている。

事務局
(教育部長)

国の方からは、次の第3弾としてあると聞いている。その予算を授業で教えるために必要な道具の購入などにしっかりと活用し、早く準備していきたい。

教育長	他に何かないか。
春木委員	3ページの「セーフティネットとしての運動部活動の役割」とはどういう意味か。今まで部活動をしていた生徒が、例えばゲームばかりするようになったことに関連するようなことなのか。
教育長	<p>言いたいのは、部活動をすることによって、家に帰って悪いことをしているとか、ゲームばかりしているとか、そういったことを防ぐことができる。だから、運動部活動はなくすべきではないという意見である。</p> <p>地域にまかせることはいいが、部活動がなくなっていくのはいかがなものか。そもそも部活動がセーフティネットになるのかというところがある。</p>
多田委員	15ページの「給与の聞き取りを行い、想定通り使われているか確認すべきではないか」という質問は、給食センターを民間に委託するときに、何か紐づけした項目みたいなものがあるのか。
事務局 (保健給食課長)	委託の中で、具体的に賃金をこれくらい払いなさい、とかいう仕様にはなっていない。給食を提供することに関する仕様になっている。
教育長	<p>市がお金を出すので、適正に使われているのか、どのように給与が払われているのかチェックすべきではないか、ということを質問している。</p> <p>あくまで、安全安心な給食のためにお金を渡すものであり、そこに給与をいくら払えとかいう具体的なことはない。</p>
教育長	他に何かないか。
宮郷委員	部活の話だが、学校から地域の方の指導者となると、指導料は個人負担となるのか、また高額な使用料を支払いが発生し、保護者の負担が増えることになるかどうなっていくのか。
事務局 (保健給食課長)	<p>部活動の地域移行について、保護者負担をどこまでどの程度必要になるのかを議論していかなければならない。</p> <p>コーチに何らかの報酬は必要になるだろうが、その財源であったりとか、どのくらいになるかとか、いずれにしても保護者負担になるだろうと考えている。</p> <p>現在、鯖江市や美浜町の方でモデル校として指定されて、検証しているところである。そこでの問題点とかを参考にしながら進めていきたい。</p>
教育長	敦賀市の教育長と話をした。敦賀市は中学校3校について、ブラスバンドではあるが、全員が土日に楽団に参加しているわけではない。あくまでも希望者を募ってやっているため、保護者負担がある。

現在、国が補助を出しているのですが、少しは安くなっているが、国の補助がなくなれば、すべて保護者負担になる。また、送迎も基本的に保護者が行うことになる。今後、存続できるのか課題はあると聞いている。子どもたちはあくまで市民楽団として参加している。先生たちは入っていない。指導者に謝金はそれなりに払われていると思う。

国も、地域移行した場合は、謝金などは個人負担になると言っている。よって、今までにないお金を払う必要があることになる。

宮郷委員

そうすると、お金がないから部活をやめなさい、という風にならないか。

教育長

学校での部活は参加するけど、土日は参加しないということになる。例えば、野球部の子どもが土日に参加するかどうかは、本人とその保護者の意向による。お金を払ってまでやるのかどうか。

敦賀の現状も、あくまで全員が参加しているわけではない。希望者がお金を払ってやるということなる。

次は、行っている子どもと行っていない子どもとの差はどうするのか、というまた別の問題が出てくることになる。

宮郷委員

運動部だったら選手になるためには行かせたいと思う。

教育長

例えば、ピアノを専門家のところに土日に東京に行かせて習うというのと同じことになる。ただ、そうなると部活動の意味は何なのかということになる。勝利至上主義なのかどうか。

宮郷委員

保護者の負担は大きくなると思う。お金はかかるし、送迎も必要になる。

教育長

子どもたちが自分で行ける範囲ならいいのだが。そもそも、教員の働き方改革の話から始まっていて、先生を土日に休ませたいという考えが根底にある。先生は、土日に部活はしない。地域の方が面倒を見てくれる人がいるなら、そこに習いに行ってもらおう。その場合の負担は保護者負担になる、という方向性になる。

教育長

いずれ部活をなくすかどうかは、また別の議論になる。完全に切り離してしまうという意見もあるが、そうすると、先ほどのセーフティネットとしての話になってくる。

宮郷委員

4ページのことについて。子宮頸がん予防ワクチンを打っていない空白の年齢を無償化しようとしている。福井市からお知らせが来ており、接種は任意なので予診票が欲しい場合は、健康管理センターに母子手帳と持って時間内に申請してくださいという案内になっている。

しかし、仕事をしていると時間内に行けないので、受けられないことになる。空白の期間に入っている現在20歳の子が実費の55,000円で接種した人の

話も聞いている。

親の負担が大きいので、無償化になることは嬉しい。しかし、予診票を取りに行くことはできないのはどうしたらいいのか。

春木委員

開業の先生でも打ってもらえるはず。

宮郷委員

打つことはできるが、予診票が必要になってくる。それがないと無料にならない。

事務局

(教育部長)

そういう意見があったことを福祉保健部に伝える。

教育長

他に何かないか。

木村委員

6ページの「スマホのルールづくり」だが、スマートルールについて、被害者にならないようにとか加害者にならないとか、そう言ったことは教えられていると思う。最近、中学生が学校で事件を起こした件で、「ネットで購入した」と言われているが、そう言ったことについては書いてあるのか。

教育長

そう言ったことまでは書いていない。加害者になることも被害者になることもないように、と言ったことは書いてあるが、例えば、ネットで危険なモノを買ってはいけないというような具体的なことまでは書いていない。

誹謗中傷によって自分が加害者にならないように、と言ったところがスマートルールの中に書かれている。

教育長

他に何かないか。

春木委員

福井県警の中に、SNSなどの相談やカウンセリング対応をしてくれる体制がある。そういうことも情報として知っておいて、対応を進めて欲しい。女性の方がきちんと対応してくれる。

事務局

(少年対策参事官)

被害者が女性の方の場合とくに、相談しやすいようにしている。

教育長

全面的に周知されているのか。

事務局

(少年対策参事官)

ホームページに出ている。

教育長

次に報告(3)令和2年度児童生徒の問題行動調査・不登校状況等生徒指導上の諸問題に関する調査(確定値)について、事務局から説明を求める。

事務局
(学校教育課長)

去る10月14日に、文部科学省から「令和2年度 児童生徒の問題行動調査・不登校状況等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果が公表された。このうち、本市の状況について概要を報告する。なお、資料に掲載しているデータについては市のデータであるが、公表されているのは全国と都道府県単位のものであるので、取扱いには注意をお願いしたい。

まず暴力行為について、本市では小学校で2件発生している。同一校で発生している。参考までに、今年度は報告を受けていない。

次に、いじめの状況・把握であるが、認知件数は、小学校で290件、中学校では61件。前年度と比較すると減少している。また、解消件数は小学校218件、中学校50件。残りのものについては各学校で解消に向けて粘り強く取り組んでいるところである。

原因としては、一概に言い切れないが、令和2年度はコロナによる長期休業があったということがある。それから、感染状況から、関わりを持たせないという状況を意図的に作ったことが数値に出たのかと考えている。

いじめの態様については、例年通りで小中学校ともに、冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句等が多い。

次に、不登校の状況であるが、年間30日以上、不登校を理由にして欠席した児童生徒は、数と全体に占める割合ともに増加傾向にある。

小学校では0.65%、中学校は3.14%となっている。全国的に比べてやや低い状況である。全国では、小学校が約1%、中学校が約4%となっている。

不登校の要因としては、例年と同じ傾向があり、無気力・不安がもっとも多き、その他、友人関係、親子関係が多くなっている。対応としては、コロナ禍ではあるが、徐々に解消されている中に人間関係作りが優先されるべきところだと考えている。分かる授業を行い、学業の不振に伴う不登校を解消していきたい。

また、同時に、初期対応・早期発見が重要なので、そういう芽が出てきた場合は、学校に配置されているスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを活かしていきたい。時には、外部機関を利用するというケースも考えられる。こういったことを継続的に実施していきたい。

教育長

何か御意見、御質問はないか。

多田委員

いじめの状況と不登校の状況などについて説明をもらったが、この数字を見て福井市は良いのか悪いのか判断ができない。

どうあればいいのか。例えば、小学校の不登校について、全国で約1%、福井市は0.65%ということであったが、これは全国と比べて低いからよかったとしていいのかと思う。ただし、例えば、3%が1%になるとよかったと言えるが、で0.5%が0.6%だったらどうだったのか。どう見たらいいのかわからない。

いじめについても、数が減ればいいのかという訳ではなく、見つけて解決することが大事ではないか。

事務局
(学校教育課長)

まず、暴力については、数はないに越したことはない。いじめの問題については、ゼロになれば当然いいのだが、現実には程度の問題もあるが、あるだろうというのは、昨今の前提となっている。その中で、それを早く見つけて把握することのために、この調査がある。それから、いじめの解消をどれだけきちんと早くできたのかに一番注目するところである。

ただ、解消については、単になくなった、という訳ではなく、3か月以上行為が止んでいること、また、被害を受けた本人が、いじめがもうなくなって安心だと言っている、この2つの条件が整ったときに、数値として表されている。

よって、この解消したという度合いもなかなか厳しいものがある。数日で解消しているかもしれないが、その際は3か月継続するものとなる。だから、この数字だけで判断するのは難しいと思うところはある。

ただし、着目すべきところは、早く把握して、どう解消していくかというところになるので、対象になる取組がどれだけ出されているかが重要になる。

また、不登校については、ゼロになることが望ましい。しかし、どうしても一定数は学校の活動になじめない人が存在する。もちろん、いじめや対人関係などで被害にあっている数については、最大限ゼロに近づけたい。なじめず、学校が合わない子どもに対しては、居場所づくりを行うことについて、国全体の視点が向いている。

一概にどんどん減らしていくというだけでなく、福井市ではチャレンジ教室があるが、そういう機関でしっかりと学んだり、人間関係を構築するトレーニングを受けたりしていくことが重要視されている。

春木委員

いくら学校に言っても動いてくれないということで、教育委員会に電話することは何件くらいあるか。

事務局
(学校教育課長)

ゼロではないが、多いわけでもない。ただし、相談がある中には、ひとつの行為を、本人や保護者の捉えと学校の捉えの齟齬がある場合がある。

いじめの定義は、被害を受けた人がいじめられたと思った段階でいじめとなるとしている。学校もそれに合わせていかなければならないことについては、校長会において常々言っているところである。そういうズレをなくしていくことを伝えている。

春木委員

学校は、校長先生の管轄下であることから、教育委員会が介入しづらいのでは。

教育長

教育委員会に申出があっても、結局は、学校に戻すことになる。どうなっているのかの聞き取りは行うものの、直接的には小学校と解決してもらうことになる。支援は行う。場合によっては、弁護士を使う場合もある。

春木委員

それから不適応対策委員会の会議について、チャレンジ教室が中心になってい

るかと思うが、教育委員会の場には、具体的なことは挙がってきていないのか。

事務局
(学校教育課長)

年2回開催している。話があったとおり、チャレンジ教室の活用についてということが主になっている状況である。

今後は、不登校の問題などについては、オンラインで何かできることはないとか検討していく必要がある。

教育長

単純に考えると、学校に行けなくても、学校から配信されている授業を見ることはできる。そうなると、ある程度出席として認められるのではないかと。数値だけの話になるが、30日以上欠席しなければいいということになる。学校から配信された授業を見て、ノートを取って、結果、出席日数に認められるのであれば、この数値は激減すると思う。

そのあたりの考えはどうなっているのか。

事務局
(学校教育課長)

国の方針としては、認めていく方向性にある。ただし、校長と教育委員会で協議して決定していく流れになっていく。

ハードルとしては、まだ低くはなっていないが、方向性は学校に来たか来ないかではなく、その子の学びが保障されているのかどうかに関心がシフトしてきていることは間違いない。

教育長

学校に来ることはもちろん大事である。しかし、人間関係など来られない要因はいろいろなことがある。

今後はICTを不登校に対しても活用していかないといけない。認められていけば、この数はもっと減らすことができる。最終的には、校長が認めれば、出席者扱いにしていくのではないかと考えている。

子どもが不登校という、30日学校に来ないから駄目というに見られる状況では、根本的な解決にはならない。今後、不登校対策会議や、不適応対策の会議などで、あり方を議論して欲しい。

できるだけICTを活用して、自分で授業を見るだけなら、そんなに難しいことではない。

多田委員

小中学校で、オンラインで勉強することについて問題はないかと思うが、学校に行って、集会的なことを学ばないといけないということはないのか。

教育長

ない。

多田委員

通信制の大学だと、通信では何単位まではいいが、集合して何単位まで取らないといけない場合がある。

教育長

人間形成の段階で、やはり人と交われないというのは、将来的には課題もある

かと思う。卒業認定の度合いとしては、基本的には出席日数が足りていて、ある程度授業を受けていれば認定される。学校に来なくても、授業を受けてある程度の学力があれば問題はない。来なかったから駄目という、それだけではない。

木村委員

いじめの数はかなりあるのに、いじめを原因とする不登校はゼロになっている。これは、きちんと解消に向けて取り組んできている成果なのか。

事務局
(学校教育課長)

ここに挙がっている30日以上というのは、かなり深刻な状況である。いじめをきっかけにして、そこまで深刻な状況というのではない。

いじめで、2、3日休んだということはあるが、基本的にはいじめが解消されたかどうかによらず、学校に登校していることがあるかと思う。

教育長

いじめを除く友人関係をめぐる問題というのは、直接の原因がひどいいじめにあって、30日以上来れないような状況である。例えば、暴力であるとか、常日頃金銭要求されているとかで学校へ行けないという状況が、いじめによる30日以上の不登校ということになる。いじめによって30日以上続くと、これは重大な事案になって、総合教育会議にかける話になる。

木村委員

となると、無気力・不安の数の多さはすごく深刻である。

教育長

これは、勉強がわからないとか、そのことから来るのは学業不振と、無気力・不安というものは、ゲームばかりして起きてられないということもある。中学生は、昼夜逆転してきて来れないということが多い。

事務局
(学校教育課長)

その要因については、調査になるのでどこかに当てはめていくことになる。しかし、実際は原因が中々特定されない、複雑で複合している。その中で、一番、その子どもの現象として当てはまりそうなことについて、本人ではなく、学校が判断している。

当然、不登校になると、勉強がわからなくなる、友達ともうまくいなくなると言った悪循環に陥る。その中で、学校が当てはめるとするとこの項目が結果として、どうしても多くなるかと思う。

教育長

他に何かあるか。

(第24号議案については、結果も含め非公開)

教育長

ほかによろしければ、事務局から次回の日程について願います。

事務局
(教育総務課 副課長)

次回の定例教育委員会については、1月31日(金)15時から福井市役所本館8階第1委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。

教育長

以上をもって会議を終了する。

令和4年1月28日

署名委員 春木 伸一

署名委員 多田 和博

会議録作成職員 藤井 由文